

議案第 13 号

京丹後市国民保護協議会条例及び京丹後市行政不服審査会条例の一部改正について

京丹後市国民保護協議会条例及び京丹後市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

「総務部総務課」を「総務部総務防災課」に名称変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民保護協議会条例及び京丹後市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

(京丹後市国民保護協議会条例の一部改正)

第1条 京丹後市国民保護協議会条例（平成18年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務課」を「総務部総務防災課」に改める。

(京丹後市行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 京丹後市行政不服審査会条例（平成28年京丹後市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部総務課」を「総務部総務防災課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京丹後市国民保護協議会条例(平成18年京丹後市条例第14号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市国民保護協議会条例 平成18年3月30日 条例第14号 第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 協議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 第7条 (略)	京丹後市国民保護協議会条例 平成18年3月30日 条例第14号 第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 協議会の庶務は、<u>総務部総務防災課</u>において処理する。 第7条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

京丹後市行政不服審査会条例(平成28年京丹後市条例第19号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市行政不服審査会条例 平成28年3月25日 条例第19号 第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 第10条・第11条 (略)	京丹後市行政不服審査会条例 平成28年3月25日 条例第19号 第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>総務部総務防災課</u>において処理する。 第10条・第11条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>